平成２９年３月から適用する「公共工事設計労務単価」等の運用に係る特例措置のお知らせ

平成２９年２月２４日

県においては、国から公表された平成２９年３月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）及び設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）について、平成２９年３月１日から適用する予定にしております。

これに併せ、平成２９年３月１日以降に契約を締結する工事及び建設コンサルタント業務等のうち、平成２８年度公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）及び設計業務委託等技術者単価（以下「旧技術者単価」という。）を適用して予定価格を積算しているものについては、宮崎県公共工事請負契約約款第５５条及び土木設計業務等委託契約書第５２条の定めに基づき、旧労務単価及び旧技術者単価に基づく契約を新労務単価及び新技術者単価に基づく契約に変更するための請負代金額及び業務委託料の変更の協議を請求することができることとしましたのでお知らせします。

つきましては、請求される受注者におかれましては、速やかに受発注者で協議を行ってください。

なお、この措置による請負代金額の変更については、下記により算出するものとします。

記

１　変更後の請負代金額

変更後の請負代金額＝$P_{新}$×ｋ

$P_{新}$：新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格

ｋ　：当初契約時点の落札率

２．変更後の業務委託料

変更後の業務委託料＝$P_{新}$×ｋ

$P_{新}$：新技術者単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格

ｋ　：当初契約時点の落札率

３．お問い合わせ先

環境森林部　自然環境課　技術管理担当　TEL：０９８５－２６－７１６４

農政水産部　農村計画課　技術管理担当　TEL：０９８５－２６－７１６５

県土整備部　技術企画課　技術基準担当　TEL：０９８５－２６－７０４７

平成２９年３月から適用する「公共工事設計労務単価」による インフレスライドのお知らせ

平成２９年２月２４日

県においては、国から公表された平成２９年３月から適用する「公共工事設計労務単価」について、平成２９年３月１日から適用する予定にしております。
これに併せ、国の通知に基づき宮崎県工事請負契約約款第２５条第６項（以下「インフレスライド」（※１）という。）の規定を運用することとしました。
このため、平成２９年２月２８日以前に契約を締結し、下記１の要件を満たす工事の受注者は、インフレスライドによる請負代金額の変更を請求できることとなりますのでお知らせします。
つきましては、請求される受注者におかれましては、速やかに受発注者で協議を行って下さい。

なお、インフレスライドについては、基準日（※２）以降の残工事を明確にするため、基準日における出来形が確認できる書類等（下記２）の整理が必要となりますので、請求される受注者におかれましては、確認資料の準備をお願いします。

また、協議の結果、インフレスライドが適用にならない場合もありますので御了承願います。

記

１．インフレスライド適用の要件

（１）基準日における残工期が２ヶ月以上ある工事
（工期延伸の予定がある場合は基準日から予定工期までの期間が２ヶ月以上ある工事）

（２）次式を満足するもの

スライド額（Ｓ）＝（P_2－P_1）－P_1×１／１００　≧　０

P_1：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出したP_1に相当する額

２．出来高確認資料の例

・基準日における工事出来高内訳書
・基準日における出来形写真
・実施工程表付き工事履行報告書　　など

※１　インフレスライドとは、 賃金等の急激な変動により請負代金額が著しく不適当となったときに受注者又は発注者の請求により請負代金額の変更を行うもの(宮崎県工事契約約款第 25 条第 6 項)

※２　基準日とは、スライド請求日から１４日以内において受発注者の合意により定めるスライド額算定の基準となる日

３．お問い合わせ先

環境森林部　自然環境課　技術管理担当　TEL：０９８５－２６－７１６４

農政水産部　農村計画課　技術管理担当　TEL：０９８５－２６－７１６５

県土整備部　技術企画課　技術基準担当　TEL：０９８５－２６－７０４７